





救急搬送における選定療養費の徴収について

救える命を救うために ～適正な受診で救急医療を守ろう～

選定療養費 紹介状を持たずに大病院を受診する患者に対してかかる費用

長崎医療圏における取組み概要

▶▶ 緊急性が認められない患者が救急車搬送された際の選定療養費の徴収

 対象医療機関	3病院（長崎大学病院・長崎みなとメディカルセンター・長崎原爆病院）
 費用	7,700円（税込） ※長崎大学病院・長崎原爆病院で時間外に受診した場合、 別途時間外選定療養費5,500円（税込）が徴収される場合があります。
 開始日	令和8年7月1日
 緊急性の評価	総務省消防庁「ためらわず救急車を呼んでほしい症状」等を参考に、 医師等の意見を踏まえ、ガイドラインを作成。ガイドラインに基づき、 救急車要請時の緊急性を医師が判断。

救急搬送における選定療養費の徴収について



導入目的



重症患者の対応という本来の役割を持つ 200床以上の病院への救急外来集中を防ぎ、その治療に専念させる。



救急車利用を適正化、真に緊急性の高い重症患者を迅速に受け入れる体制の維持・強化を図る。



「救える命を取りこぼさない」救急医療提供体制の維持

※「救急車の有料化」が目的ではありません

判断に迷った時は…

かかりつけ医に相談するか、以下の番号に電話してください。
医師や看護師が受診の必要性などをアドバイスしてくれます。



#7119 (救急安心センター) #8000 (小児救急電話相談)

